

**神崎市情報系システム及びネットワーク構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

令和2年2月

神崎市

1 趣旨

神崎市は、情報系システム及びネットワークを平成 23 年度に更新してから令和元年度で 8 ヶ年が経過しており、新庁舎建設完了後に神崎市千代田支所電算室にある情報系システム及びネットワークの機能を新庁舎電算室へ移行し、機器類の更新、ネットワークの構築を行うため、民間の高度な専門的知識や独自ノウハウ等を活用した優れた提案を得るために、公募型プロポーザル方式により、受託者を決定する。

2 事業概要

(1) 業務名

神崎市情報系システム及びネットワーク構築業務委託

(2) 業務概要

①情報系システム、ネットワーク等の構築及び機器更新

②他システムとのネットワーク構築

※対象範囲は調達仕様書のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から、令和 3 年 3 月 5 日までとする。受託者は、情報系システム及びネットワーク構築後の運用維持管理については年度末まで行うものとする。なお、令和 3 年度以降については、受託者と協議・調整の上、運用維持管理に係る契約を締結する。

3 提案上限額

1 4 6, 0 2 1 千円（消費税 10%を含む金額）

4 参加資格

本業務に参加できるのは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。また、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格および契約交渉権を取り消す場合がある。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 令和元・2 年度の神崎市入札参加資格登録を受けている者であること。ただし、登録を受けていない者であっても、参加表明書提出要領に記載している書類と併せて「神崎市物品の製造、修理又は購入に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程」に基づく、入札参加資格審査申請書を提出したうえで、資格を有すると認められる者は参加できる者とする。

(3) 令和元・2 年度の神崎市入札参加資格登録を受けている者にあつては、参加表明書提出要領に基づく書類を提出したもので資格を有すると認められる者は参加できる者とする。

(4) 会社更生法第 1 7 条に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法第 2 1 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立て、および破産法第 1 8 条第 1 項若しくは第 1 9 条に基づく破産の申立てがなされていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 参加意思表明書の提出日から契約締結日までの期間で、佐賀県及び本市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (8) システム（ソフトウェア及びハードウェア一式）の保守作業を行う者が、神崎市役所までおおむね1時間30分以内で到着することができること。
- (9) 過去5年間で、国、地方公共団体等において、グループウェア等の情報系システム導入実績、もしくはネットワークの設計・構築業務の実績を有している者

5 関係書類等の配布

(1) 日 時

公告の日から令和2年2月17日（月）17時まで

(2) 配布場所

「15 本件の問合せ及び提出先等」を参照

(3) 配布方法

直接来庁すること（郵送等他の手段による配布は実施しない）。

(4) 配布書類

次の書類データをCD-Rに入れ配布する。

- ①調達仕様書、特記仕様書、別紙 1式
- ②各種様式 1式
- ③参加意思表明書提出要領
- ④企画提案書・見積書提出要領

6 参加意思表明書について

参加意思表明書提出要領による。

7 参加資格の審査方法及び結果の通知

(1) 審査方法

神崎市建設工事等入札参加資格審議会規程に基づき、参加資格の審査を行う。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加表明書提出要領に基づく書類を提出した者全てに通知する。

(3) 異議申し立て

審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

8 企画提案書・見積書について

企画提案書・見積書 提出要領による。

9 企画提案の審査方法及び優先交渉権者の選定

- (1) 審査は、第1次審査、第2次審査の2段階とする。
- (2) 第1次審査では、参加意向表明時の提出書類内容により、業務遂行の基盤となる企業としての基礎的体力・能力等を評価し、上位3者程度を選定する。
- (3) 第2次審査では、本市の審査基準により企画提案書類、プレゼンテーションにより評価を行い、第1次審査及び第2次審査と合算した総合評価を行うことで、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選定する。
- (4) これらの審査においては、別添1の「優先交渉権者選定方法及び配点」に基づく。
- (5) 第1次審査から第2次審査の選定結果については、書面にて電子メール等により通知する。なお、選定結果についての異議申し立ては受理しない。また、選定経過については公表しない。

10 プレゼンテーション審査方法

(1) プレゼンテーションの目的

企画提案書に基づき、その記載内容を確認・補完する目的で行う。

(2) 開催日

令和2年3月16日(月)を予定している。開始日時及び場所など、詳細については第1次審査通過者に別途通知する。

(3) 説明方法・説明資料等

プレゼンテーションは、1者につき1時間半程度(説明60分以内、質問20分程度、準備・後片付け5分程度)とする。

プレゼンテーションは、企画提案書に記載したことのみに要約して説明し、新たな資料の提出及び発表は認めない。ただし、企画提案書を要約した概要版資料の使用は認める。

(4) 機材の利用

プレゼンテーションで機材を利用する場合、パソコン、プロジェクター等は提案者で準備すること。ただし、スクリーン及び機器用の電源は、本市で用意する。

(5) 説明者

プレゼンテーション説明者は、原則として本業務遂行の実務上のプロジェクトリーダー(予定者)が行うこと。会場への人数制限は特に設けないが、あらかじめ、参加人数が5名以上の場合は、「15 本件の問合せ及び提出先等」へ連絡すること。

11 契約方法・支払条件

- (1) 優先交渉権者は、提出した企画提案書及び見積書を踏まえ、本市と確認・協議を行い、協議が整った場合に、見積価格を基準(提案上限額の範囲内)に本市と随意契約により委託契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行う。
- (2) 企画提案書に記載された事項は、本市が提示する調達仕様書一式(別紙を含む)と併せて、契約時の仕様書として扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正

すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と受託者との協議により、変更を行うことができる。

- (3) 契約金の支払条件の詳細については、本業務の委託契約書（受託者と調整）によるものとし、受託者と協議の上、決定する。

1.2 実施スケジュール（予定）

手続の実施スケジュールは次の予定のとおりである（受付は土曜、日曜、祝日を除く9時～17時）。なお、結果通知日等スケジュールに変更が発生した場合には、都度、企画提案参加者に本市から連絡を行う。

No.	手続の順番	方法	期限
1	関係書類の配布	来庁	令和2年2月17日（月）17時まで
2	参加意思表明書 質問受付期間	電子メール等	令和2年2月17日（月）16時まで
3	参加意思表明書 質問回答期限	電子メール等	令和2年2月19日（水）
4	参加意思表明書 提出期間	持参又は郵送	令和2年2月21日（金）17時まで
5	一次審査結果通知	電子メール等	令和2年2月下旬
6	企画提案書・見積書 質問受付期間	電子メール等	令和2年3月10日（火）16時まで
7	企画提案書・見積書 質問回答期限	電子メール等	令和2年3月12日（木）
8	企画提案書・見積書 提出期間	持参又は郵送	令和2年3月13日（金）17時まで
9	提案説明会	来庁	令和2年3月16日（月）
10	二次審査結果通知	電子メール等	令和2年3月下旬
11	契約交渉期間	来庁等	令和2年3月下旬～

1.3 その他

- (1) 本業務の手続全般に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 参加意思表明、企画提案書の作成・提出、プレゼンテーション等一切の経費は、企画提案参加者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (3) 参加意向表明書の提出後、企画提案への参加を辞退する場合は、指定の様式（様式12号）を使用し、参加辞退届を企画提案書・見積書 提出期限の同日までに参加意思表明書類を提出した場所に持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は期間内必着のこと）。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。なお、その際には参加意思表明時に受領した本市提示資料を返却すること。
- (4) 本業務の応募書類受け取り者は、本市提示情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本業務の受託者は、業務の全部又は主要部分を再委託することはできない。業務の一部（主要部分を除く）を再委託する場合は、最終的な責任を受託者が負うこと。
- (6) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
- ①参加者の記名及び押印を欠く応募
 - ②提出期限を過ぎた応募
 - ③誤字又は脱字等により意思表示が著しく不明確な応募

- ④2 通以上の書類提出がなされた応募
- ⑤参加資格要件を満たさない、若しくは提出書類等において虚偽の記載をした応募

1 4 機密保持

(1) 受託者は、神崎市から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- ①取得した時点で、既に公知であるもの
- ②取得後、受託者の責によらず公知となったもの
- ③法令等に基づき開示されるもの
- ④神崎市から秘密でないと指定されたもの
- ⑤第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に神崎市と協議の上、承認を得たもの

(2) 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動・退職した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

1 5 本件の問合せ及び提出先等

メール等を送付の際には、本市へ到達確認を行うこと。

〒842-8502
神崎市千代田町直鳥 166 番地 1
神崎市千代田支所 2 F 総務企画部企画課情報管理係 担当：^{いちばかせ}一番ヶ瀬、工藤
電話：0952-44-2112 [直通] 電話：0952-44-2111 [代表]
Fax：0952-44-3287
E-mail：johou@city.kanzaki.lg.jp

【別添1】

優先交渉権者選定方法及び配点

1 全体概要

(1) 一次審査

書類審査により、企画提案実施要項「4. 参加資格」要件を満たしているか確認し、業務遂行の基盤となる企業としての基礎的体力・能力等を審査する。

(2) 二次審査

①提案書審査により、「提案要求事項を満たしているか」「本市に有益な優れた提案内容であるか」「本業務を実施するのに十分な能力、経験を有しているか」などを審査する。

②プレゼンテーション審査により、提案内容を確認し審査する。

(4) 総合評価

次の総合評価（合計得点）により選定する。

① 書類審査結果

② 技術点

(a) 企画提案点

(b) プレゼンテーション点

③ 価格点

2 選定方法

(1) 優先交渉権者の選定については、書類審査結果に加え、「技術」「価格」の観点から評価を行う。

(2) 「技術点」は下記の2つの観点から評価を行う。

①「企画提案点」 提案要求事項に対する提案内容の評価

②「プレゼンテーション点」 プレゼンテーションの評価

(3) 「価格点」は本市審査基準により、提案価格を評価する。

(4) 「書類審査結果」「技術点」「価格点」の合計点が最も高いものに決定する。ただし、次の基本条件を満たしていること。

【基本条件】

(a) 見積価格が「提案上限額」の範囲内であること。

(b) 履行期間内で導入が完了するスケジュールが組まれていること。

(5) 万一、最高得点者が同点で2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が同点の場合は、本市で最終協議の上、優先交渉権者を決定する。

3 配点

点数については、合計1,000点満点とし、配点割合については次のとおりとする。

項目	評価内訳	配点
書類審査結果	基礎的体力・能力等	100点
技術点	企画提案点	500点
	プレゼンテーション点	200点
価格点	見積価格	200点
合 計		1,000点